

4.障害者福祉

①福祉タクシー券の支給対象、年間発行枚数 (2014/4/1現在)

	福祉タクシー券支給対象				発行枚数 枚／人／年	福祉タクシー券支給対象				発行枚数 枚／人／年	
	(身体障害者 2級以上)	(知的障害者 2級以上)	(精神障害者 2級以上)			(身体障害者 2級以上)	(知的障害者 2級以上)	(精神障害者 2級以上)			
1	川口市	2	A	1	24	33	川島町	2	A		24
2	蕨市	2	A		24	34	吉見町	3	B		36
3	戸田市	2	A		48	35	鳩山町	2	A	2	24
4	朝霞市	2(3)	B	2	20	36	ときがわ町※				36
5	志木市	2(3)	B	2	24	37	東秩父村	2	A		24
6	和光市	2(3)	B	2	18	38	所沢市	2(3)	A		48
7	新座市※	2(3)	B	2	30	39	飯能市	2	A		48
8	富士見市※	2	A	2	36	40	狭山市	2(3)	A		36
9	ふじみ野市	2	A	1	36	41	入間市	2	A		48
10	三芳町	2	A	2	48	42	日高市	2(3)	A		36
11	春日部市	3	B	1	20	43	行田市	2	A	2	24
12	草加市※	3	B	2	26	44	加須市	2	A		24
13	越谷市	2(3)	B	1	36	45	羽生市	2	A		24
14	八潮市	3	B	1	18	46	久喜市	3	B	2	36
15	三郷市	2(3)	B		24	47	蓮田市	3	B	2	24
16	吉川市	2(4)	B	2	24	48	幸手市	3	B	2	24
17	松伏町	3(4)	B		12	49	宮代町	3(4)	B	2	24
18	さいたま市※	2(3)	A	1	36	50	白岡市	3	B	2	24
19	鴻巣市	2	A	2	12	51	杉戸町	3	B	2	24
20	上尾市	2(3)	A		24	52	熊谷市	2	A		36
21	桶川市	2(3)	A	1	24	53	本庄市	2	A		24
22	北本市	2	A	1	24	54	深谷市	3	B	2	24
23	伊奈町	2	A	1	24	55	美里町	3	A		24
24	川越市	2	A	1	48	56	神川町	3	A	1	24
25	東松山市	2	A		48	57	上里町	2	A		24
26	坂戸市	2	A		36	58	寄居町	3	A		36
27	鶴ヶ島市	2	A		24	59	秩父市	3	B	1	24
28	毛呂山町	2	A		24	60	横瀬町	2	A		24
29	越生町	2	A		36	61	皆野町	2	A		24
30	滑川町	3	B		36	62	長瀨町	2	A		24
31	嵐山町	3	B		36	63	小鹿野町	2	A		24
32	小川町	3(4)	B		24						

新座:タクシー券の発行枚数で透析の人は60枚

富士見:発行枚数は人工透析者のみ48枚

草加:身障者の対象は上肢のみの3級は除く

さいたま:3級は24枚

ときがわ:タクシー券は身体、知的精神、精神障害者は手帳所持者全員が対象

②自動車燃料支援制度の有無と支給対象、支給方法(2014/4/1現在)

	自動車燃料支援制度		支給対象			支給方法			自動車燃料支援制度		支給対象			支給方法		
	有	無	(身体障害者 2級以上)	(知的障害者 A級以上)	(精神障害者 1級以上)	現物給付	償還払い		有	無	(身体障害者 2級以上)	(知的障害者 A級以上)	(精神障害者 1級以上)	現物給付	償還払い	
1	川口市	○		2	A	1	○		33	川島町	○		2	A		○
2	蕨市	○		2	A		○		34	吉見町		○				
3	戸田市	○		2	A		○		35	鳩山町	○		2	A	2	○
4	朝霞市	○		2(3)	B	2		○	36	ときがわ町	○		3	B	2	○
5	志木市	○		2(3)	B	2	○		37	東秩父村	○		2	A		○
6	和光市※	○		2(3)	B	2		○	38	所沢市	○		2(3)	A		○
7	新座市	○		2(3)	B	2		○	39	飯能市	○		3	A		○
8	富士見市	○		2	A	2		○	40	狭山市	○		2(3)	A		○
9	ふじみ野市		○						41	入間市	○		2	A		○
10	三芳町	○		2	A	2		○	42	日高市	○		2(3)	A		○
11	春日部市	○		3	B	1	○		43	行田市	○		2	A	2	○
12	草加市※	○		3	B	2	○		44	加須市	○		下肢・体幹5	A		○
13	越谷市	○		2(3)	B	1	○		45	羽生市※	○		下肢・体幹2			○
14	八潮市	○		3	B	1	○		46	久喜市	○		3	B	2	○
15	三郷市	○		2(3)	B		○		47	蓮田市	○		3	B	2	○
16	吉川市	○		2(4)	B	2	○		48	幸手市	○		3	B		○
17	松伏町		○						49	宮代町	○		3(4)	B	2	○
18	さいたま市	○		2(3)	A	1		○	50	白岡市	○		3	B	2	○
19	鴻巣市	○		2	A	2	○		51	杉戸町	○		3	B	2	○
20	上尾市※	○		2(3)	A		○		52	熊谷市	○		2	A		○
21	桶川市	○		2(3)	A	1	○		53	本庄市	○		2	A	2	○
22	北本市	○		2	A	1		○	54	深谷市	○		2	A	1	○
23	伊奈町	○		2	A	1		○	55	美里町	○		2	A	2	○
24	川越市※	○						○	56	神川町	○		3	A	2	○
25	東松山市		○						57	上里町	○		2	A	2	○
26	坂戸市※	○		2				○	58	寄居町	○		2			○
27	鶴ヶ島市	○		2	A			○	59	秩父市	○		3	B	1	○
28	毛呂山町		○						60	横瀬町	○		下肢または体幹4	C		○
29	越生町	○		2	A			○	61	皆野町	○		2	C		○
30	滑川町	○		3	B			○	62	長瀨町	○		下肢または体幹4	C		○
31	嵐山町		○						63	小鹿野町※	○		3	B	1	○
32	小川町		○							合計	56	7			20	36

和光:支給対象で視覚障害者は6級以上

草加:身障者の対象は上肢のみの3級は除く

上尾:福祉タクシー券との選択制

川越:身障者への支援は、等級ではなく、一定条件のもとで支援

坂戸:身障者2級はほかに該当要件あり

羽生:身体障害者の下肢体幹機能障害も2級以上

小鹿野:身体障害者、下肢・体幹、視覚障害者、障害児は等級によらず支給。知的、精神障害者は、障害児は等級によらず支給。

③グループホーム事業等について

生活ホーム施設 (2014/4/1現在)

	生活ホーム施設			独自補助							生活ホーム施設			独自補助						
				家賃・土地		一人当たりの独自加算		その他						家賃・土地		一人当たりの独自加算		その他		
	有	カ所	無	有	無	有	無	有	無		有	カ所	無	有	無	有	無	有	無	
1	川口市			○						33	川島町			○						
2	蕨市			○						34	吉見町			○						
3	戸田市			○						35	鳩山町			○						
4	朝霞市	○	1		○			○	○	36	ときがわ町			○						
5	志木市			○						37	東秩父村			○						
6	和光市			○						38	所沢市			○						
7	新座市			○						39	飯能市			○						
8	富士見市			○						40	狭山市			○						
9	ふじみ野市	○	1			○		○	○	41	入間市	○	1			○		○	○	
10	三芳町			○						42	日高市			○						
11	春日部市			○						43	行田市			○						
12	草加市			○						44	加須市	○	1			○	○		○	
13	越谷市	○	2			○		○	○	45	羽生市			○						
14	八潮市			○						46	久喜市			○						
15	三郷市			○						47	蓮田市			○						
16	吉川市			○						48	幸手市			○						
17	松伏町			○						49	宮代町			○						
18	さいたま市	○	15		○			○	○	50	白岡市	○	1			○		○	○	
19	鴻巣市			○						51	杉戸町			○						
20	上尾市	○	1			○		○	○	52	熊谷市	○	1			○		○	○	
21	桶川市	○	1		○			○	○	53	本庄市	○	2			○		○	○	
22	北本市			○						54	深谷市			○						
23	伊奈町			○						55	美里町									
24	川越市			○						56	神川町			○						
25	東松山市			○						57	上里町			○						
26	坂戸市	○	1			○		○	○	58	寄居町			○						
27	鶴ヶ島市			○						59	秩父市			○						
28	毛呂山町			○						60	横瀬町			○						
29	越生町			○						61	皆野町			○						
30	滑川町			○						62	長瀨町			○						
31	嵐山町			○						63	小鹿野町			○						
32	小川町	○	2		○			○	○		合計	13	30	49	4	9	2	11	3	10

③ (つづき)

グループホーム施設 (2014/4/1現在)

	グループホーム施設			独自補助							グループホーム施設			独自補助							
				家賃・土地		一人当たりの独自加算		その他						家賃・土地		一人当たりの独自加算		その他			
	有	カ所	無	有	無	有	無	有	無		有	カ所	無	有	無	有	無	有	無		
1	川口市	○	21			○		○	○		33	川島町	○	1			○		○		○
2	蕨市	○	2			○		○		○	34	吉見町	○	2			○		○		○
3	戸田市	○	16			○		○	○		35	鳩山町	○	4			○		○		○
4	朝霞市	○	2			○		○	○		36	ときがわ町	○	2			○		○		○
5	志木市			○							37	東秩父村			○						
6	和光市	○	3			○		○	○		38	所沢市	○	7		○		○		○	
7	新座市	○	2			○		○		○	39	飯能市	○	6			○		○		○
8	富士見市	○	1			○			○		40	狭山市	○	8			○		○		○
9	ふじみ野市	○	2			○		○		○	41	入間市	○	10			○		○	○	
10	三芳町	○	2			○		○		○	42	日高市	○	13			○		○		○
11	春日部市	○	17			○		○		○	43	行田市	○	6			○		○		○
12	草加市	○	3			○		○	○		44	加須市	○	7			○		○		○
13	越谷市	○	12			○		○		○	45	羽生市	○	12			○		○		○
14	八潮市	○	1			○		○	○		46	久喜市	○	12			○		○		○
15	三郷市	○	8			○		○		○	47	蓮田市	○	1			○		○		○
16	吉川市			○							48	幸手市	○	3			○		○		○
17	松伏町			○							49	宮代町	○	3			○		○		○
18	さいたま市	○	18			○	○			○	50	白岡市			○						
19	鴻巣市	○	5			○		○		○	51	杉戸町	○	5			○		○		○
20	上尾市	○	19			○		○		○	52	熊谷市	○	20			○		○		○
21	桶川市	○	5			○		○		○	53	本庄市	○	5			○		○		○
22	北本市	○	1			○		○		○	54	深谷市	○	28			○		○		○
23	伊奈町			○							55	美里町	○	7			○		○		○
24	川越市	○	6			○	○			○	56	神川町	○	2			○		○		○
25	東松山市	○	23			○		○		○	57	上里町	○	8			○		○		○
26	坂戸市	○	1			○		○		○	58	寄居町	○	2			○		○		○
27	鶴ヶ島市	○	6			○		○		○	59	秩父市	○	29			○		○		○
28	毛呂山町	○	5			○		○		○	60	横瀬町			○						
29	越生町	○	1			○		○		○	61	皆野町			○						
30	滑川町	○	1			○		○		○	62	長瀨町			○						
31	嵐山町	○	6			○		○		○	63	小鹿野町	○	1			○		○		○
32	小川町	○	1			○		○		○		合計	54	394	9	5	49	3	50	10	44

⑤重度心身障害者医療(福祉医療)の公費負担制度

(1)支給方式(貴市町村内の医療機関の場合)、(2)現物給付の場合の対象保険、(3)支給対象

(2014/4/1現在)

自治体 補助なし 単独	重度心身障害者医療の公費負担											重度心身障害者医療の公費負担												
	支給方式		現物給付の場合の対象保険				支給対象					支給方式		現物給付の場合の対象保険				支給対象						
							身体障害者 3級以上	うち下肢・体幹等の 障害のある障害者 4	知的障害者 2級以上	精神障害者 2級以上	65才以上 後期医療 未加入者							身体障害者 3級以上	うち下肢・体幹等の 障害のある障害者 4	知的障害者 2級以上	精神障害者 2級以上	65才 後期未加		
	支給対象	支給対象外	支給対象	支給対象外																				
1	川口市	○	○	○	○	○	3	4	B	2	○	○	○	○	○	○	3	3	B	2	○			
○	2	蕨市	○	○	○	○	3(4)	3(4)	C		○	○	○	○	○	○	3		B	2				
	3	戸田市	○	○	○	○	3	3(4)	B	2	○	○	○	○	○	○	3	3	B	2				
	4	朝霞市※	○	○	○	○	3		B			○	○	○	○	○	3(4)	3(4)	B	2				
	5	志木市	○	○	○	○	3	4	B	2	○	○	○	○	○	○	3		B		○			
	6	和光市	○	○	○	○	3		B	2	○	○	○	○	○	○	3(4)		B	2				
	7	新座市※	○	○	○	○	3		B	2	○	○	○	○	○	○	2	※	B	2				
○	8	富士見市※	○	○	○	○	3	4	A	2		○	○	○	○	○	3	4	B	2				
	9	ふじみ野市	○	○	○	○	3	4	B	2	○	○	○	○	○	○	3	3	B					
	10	三芳町	○	○	○	○	3(4)	3(4)	B	2	○	○	○	○	○	○	3		B	2				
○	11	春日部市	○	○	○	○	3	4	B	2	○	○	○	○	○	○	3	3	B					
	12	草加市	○	○	○	○	3		B	2	○	○	○	○	○	○	3	4	B	2				
	13	越谷市	○	○	○	○	3		B		○	○	○	○	○	○	3		B	2				
○	14	八潮市	○	○	○	○	3	4	B	1	○	○	○	○	○	○	3	3	B	2				
	15	三郷市	○	○	○	○	3		B			○	○	○	○	○	3(4)	3(4)	B	2				
○	16	吉川市	○	○	○	○	3		B	2	○	○	○	○	○	○	3		B					
	17	松伏町	○	○	○	○	3	4	B	2	○	○	○	○	○	○	3	4	B	2				
	18	さいたま市	○	○	○	○	3		B	2	○	○	○	○	○	○	3		B	2				
	19	鴻巣市	○	○	○	○	3	3	B	2	○	○	○	○	○	○	3	4	B	2				
○	20	上尾市	○	○	○	○	3	4	B	2	○	○	○	○	○	○	3	4	B	2				
○	21	桶川市	○	○	○	○	4	4	B	2	○	○	○	○	○	○	3	4	B	2				
	22	北本市	○	○	○	○	3		B	2	○	○	○	○	○	○	4	4	B	2				
	23	伊奈町	○	○	○	○	3	4	B	2	○	○	○	○	○	○	3	3	B	2				
	24	川越市※	○	○	○	○	4	4	B	2	○	○	○	○	○	○	3	4	B	2				
	25	東松山市	○	○	○	○	3	3	B	2	○	○	○	○	○	○	3	4	B	2				
	26	坂戸市	○	○	○	○	3	3	B		○	○	○	○	○	○	3	4	B	2				
	27	鶴ヶ島市	○	○	○	○	3	4	B	2	○	○	○	○	○	○	3(4)	2	B	2				
	28	毛呂山町	○	○	○	○	3	3	B	2	○	○	○	○	○	○	3	4	B	2				
	29	越生町	○	○	○	○	3	4	B	2	○	○	○	○	○	○	3	3	B	2				
	30	滑川町	○	○	○	○	3		B	2	○	○	○	○	○	○	3	3	B	2				
○	31	嵐山町	○	○	○	○	3	4	B	2	○	○	○	○	○	○	3(4)	3(4)	B	2				
11	32	小川町	○	○	○	○	3		B	2	○	○	○	○	○	○	16	19	29	40	40	40	40	2

※注:支給方式の「両方式併用」選択の中には21000円以内は現物給付、21000円以上は高額療養費制度の関連で償還払いとなっているため、両方式選択している自治体がある。また市内の場合は現物給付、市外の医療機関の場合は償還払い。

※注:支給対象の「身障」の回答には後期医療加入者4級の一部は後期医療加入者を含む場合が多い。「精神」の「2級以上」の回答には、後期医療加入者の場合が考えられる。

戸田:身体障害者で下肢障害のある人4(1号)(3号)(4号)級以上、後期高齢者医療加入者のみ。

精神障害者2級以上は後期高齢者医療加入者のみ。

川越:身障者4級は本人非課税の場合。

新座:支給対象で、後期高齢者医療加入者で肢体不自由・音声言語障害の4級。

飯能:支給対象は4級の一部・後期医療の認定障害者。

加須:給付方式の現物給付は中学修了までの障害児のみ。

鴻巣:精神障害者は後期高齢者医療の加入者。

朝霞:支給対象は細部にわたる規定あり。

富士見:70歳以上の方、後期医療に加入している方は全て償還払い。下肢・体幹などは4級の一部の方。

⑥障害者自立支援医療(通院公費)の市町村独自補助

⑦在宅重度心身障害者手当(対象と支給月額)

(2014/4/1現在)

以上 医療 入者	支給 対象 外	自立支援医療 の独自補助		在宅重度心身障害者手当									自立支援医療 の独自補助		在宅重度心身障害者手当								
				身体障害児			身体障害者			身体障害児					身体障害								
				独自 補助 あり	全 額 補 助	一 部 補 助	独自 補助 なし	1 級 (円)	2 級 (円)	3 級 (円)	1 級 (円)	2 級 (円)			3 級 (円)	独自 補助 あり	全 額 補 助	一 部 補 助	独自 補助 なし	1 級 (円)	2 級 (円)	3 級 (円)	1 級 (円)
		1 級 (円)	2 級 (円)										3 級 (円)	1 級 (円)									
	1	川口市				○	5000	5000	0	5000	5000	0	33	川島町				○	10000	10000		5000	5000
○	2	蕨市				○	8000	8000		8000	8000		34	吉見町				○	5000	5000		5000	5000
○	3	戸田市	○		○		8000	8000		8000	8000		35	鳩山町				○	5000	5000		5000	5000
○	4	朝霞市※	○		○		8000	8000	0	8000	8000	0	36	ときがわ町				○	5000	5000		5000	5000
	5	志木市	○	○			8000	8000		8000	8000		37	東秩父村				○	5000	5000		5000	5000
○	6	和光市	○		○		8000	8000		8000	8000		38	所沢市※				○	11500	9000		11500	9000
○	7	新座市※	○	○			8000	8000		8000	8000		39	飯能市				○	5000	5000		5000	5000
○	8	富士見市				○	5000	5000		5000	5000		40	狭山市				○	7000	7000	7000	7000	7000
○	9	ふじみ野市				○	5000	5000		5000	5000		41	入間市				○	6000	6000		6000	6000
○	10	三芳町				○	5000	5000		5000	5000		42	日高市				○	5000	5000		5000	5000
	11	春日部市				○	5000	5000	2000	5000	5000	2000	43	行田市※				○					
○	12	草加市				○	5000	5000		5000	5000		44	加須市				○	7000	7000		5000	5000
○	13	越谷市	○	○	○		5000	5000		5000	5000		45	羽生市				○	5000	5000		5000	5000
○	14	八潮市				○	5000	5000		5000	5000		46	久喜市				○	5000	5000	3000	5000	5000
○	15	三郷市※				○	5000	5000		5000	5000		47	蓮田市				○	5000	5000		5000	5000
	16	吉川市				○	5000	5000		5000	5000		48	幸手市				○	5000	5000		5000	5000
○	17	松伏町				○	5000	5000		5000	5000		49	宮代町				○	5000	5000	2000	5000	5000
○	18	さいたま市				○	5000	5000	2500	5000	5000	2500	50	白岡市				○	5000	5000		5000	5000
○	19	鴻巣市※				○	5000	5000		5000	5000		51	杉戸町				○	6000	6000		5000	5000
○	20	上尾市				○	5000	5000		5000	5000		52	熊谷市				○	5000	5000		5000	5000
○	21	桶川市				○	5000	5000		5000	5000		53	本庄市				○	5000	5000		5000	5000
○	22	北本市				○	5000	5000		5000	5000		54	深谷市	○		○		5000	5000		5000	5000
○	23	伊奈町				○	5000	5000		5000	5000		55	美里町				○	5000	5000		5000	5000
○	24	川越市				○	9500	8500	3500	6000	5000	3000	56	神川町				○	5000	5000		5000	5000
○	25	東松山市				○	5000	5000		5000	5000		57	上里町				○	5000	5000		5000	5000
○	26	坂戸市				○	5000	5000		5000	5000		58	寄居町				○	5000	5000		5000	5000
○	27	鶴ヶ島市				○	5000	5000		5000	5000		59	秩父市				○	5000	5000		5000	5000
○	28	毛呂山町				○	5000	5000		5000	5000		60	横瀬町				○	5000	5000		5000	5000
○	29	越生町				○	5000	5000		5000	5000		61	皆野町				○	5000	5000		5000	5000
○	30	滑川町				○	5000	5000		5000	5000		62	長瀨町				○	5000	5000		5000	5000
○	31	嵐山町				○	5000	5000		5000	5000		63	小鹿野町				○	5000	5000		5000	5000
35	32	小川町				○	5000	5000		5000	5000		合計		7	3	5	56					

※注:在宅重度心身障害者手当は、特別障害者手当等、国の手当の対象者は、対象外となっている。
 新座市:本人非課税かつ世帯全員が非課税の場合。世帯に課税者がいる場合は5000円。
 行田:身体障害児1級と2級が在宅9000円、施設5000円、3級5000円。
 身体障害者1級と2級は在宅・年金無9000円、在宅・年金有6500円、施設5000円、3級5000円。
 朝霞:本人の住民税が非課税の者。
 三郷:65才以上の新規手帳取得者は2500円。
 鴻巣:年齢制限、所得制限あり。
 所沢:65才以上の新規手帳取得者は(1級④6500円)、(2級、A、B、4000円)。

⑦(つづき)

⑦在宅重度心身障害者手当(対象と支給月額)(2014/4/1現在)

者	在宅重度心身障害者手当							在宅重度心身障害者手当							
	知的障害児			知的障害者				知的障害児			知的障害者				
	㉠ (円)	A (円)	B (円)	㉠ (円)	A (円)	B (円)	㉠ (円)	A (円)	B (円)	㉠ (円)	A (円)				
3級 (円)	1	川口市	5000	5000	3000	5000	5000	3000	33	川島町	10000	10000		5000	5000
	2	蕨市	8000	8000	5000	8000	8000	5000	34	吉見町	5000	5000		5000	5000
	3	戸田市	8000	8000	4000	8000	8000	4000	35	鳩山町	5000	5000		5000	5000
	4	朝霞市	8000	8000	8000	8000	8000	8000	36	ときがわ町	5000	5000		5000	5000
	5	志木市	8000	8000	8000	8000	8000	8000	37	東秩父村	5000	5000		5000	5000
	6	和光市	8000	8000		8000	8000		38	所沢市	11500	9000	9000	11500	9000
	7	新座市※	8000	8000	8000	8000	8000	8000	39	飯能市	5000	5000	5000	5000	5000
7000	8	富士見市	5000	5000	3000	5000	5000	3000	40	狭山市	7000	7000	7000	7000	7000
	9	ふじみ野市	5000	5000		5000	5000		41	入間市	6000	6000	6,000	6,000	6,000
	10	三芳町	5000	5000		5000	5000		42	日高市	5000	5000		5000	5000
	11	春日部市	5000	5000	2500	5000	5000	2500	43	行田市※					
	12	草加市	5000	5000	5000	5000	5000	2000	44	加須市	7000	7000		5000	5000
	13	越谷市	5000	5000	3500	5000	5000	3500	45	羽生市	5000	5000		5000	5000
3000	14	八潮市	5000	5000		5000	5000		46	久喜市	5000	5000	3000	5000	5000
	15	三郷市※	5000	5000		5000	5000		47	蓮田市	5000	5000		5000	5000
	16	吉川市	5000	5000		5000	5000		48	幸手市	5000	5000		5000	5000
2000	17	松伏町	5000	5000		5000	5000		49	宮代町	5000	5000	2500	5000	5000
	18	さいたま市	5000	5000	5000	5000	5000	5000	50	白岡市	5000	5000	5000	5000	5000
	19	鴻巣市	5000	5000	5000	5000	5000	5000	51	杉戸町	6000	6000		5000	5000
	20	上尾市	5000	5000	2500	5000	5000	2500	52	熊谷市	5000	5000	5000	5000	5000
	21	桶川市	5000	5000	2500	5000	5000	2500	53	本庄市	5000	5000		5000	5000
	22	北本市	5000	5000		5000	5000		54	深谷市	5000	5000		5000	5000
	23	伊奈町	5000	5000		5000	5000		55	美里町	5000	5000		5000	5000
	24	川越市	9500	8500	3500	6000	5000	3000	56	神川町	5000	5000		5000	5000
	25	東松山市	5000	5000		5000	5000		57	上里町	5000	5000		5000	5000
	26	坂戸市	5000	5000		5000	5000		58	寄居町	5000	5000		5000	5000
	27	鶴ヶ島市	5000	5000		5000	5000		59	秩父市	5000	5000		5000	5000
	28	毛呂山町	5000	5000		5000	5000		60	横瀬町	5000	5000		5000	5000
	29	越生町	5000	5000		5000	5000		61	皆野町	5000	5000		5000	5000
	30	滑川町	5000	5000		5000	5000		62	長瀨町	5000	5000		5000	5000
	31	嵐山町	5000	5000		5000	5000		63	小鹿野町	5000	5000		5000	5000
	32	小川町	5000	5000		5000	5000								

新座市:本人非課税かつ世帯全員が非課税の場合。世帯に課税者がいる場合は5000円。

三郷:65才以上の新規手帳取得者は2500円

行田:知的障害児㉠とAは在宅9000、施設5000、B5000。知的障害者㉠とAは在宅年金無9000、在宅年金有6500、施設5000、B5000。

⑦(つづき)

⑦在宅重度心身障害者手当(対象と支給月額)(2014/4/1現在)

⑧介護保険の被保険者である障害者の場合の対応について。介護保険にある同等の事業は介護保険を優先か、本人のニーズや特性が認められる場合には継続して障害者福祉事業で対応する。

市	B (円)	在宅重度心身障害者手当				介護保険の 対応		本人の ニーズや 特性が 認めら れる	在宅重度心身障害者手当				介護保険の 対応		
		精神障害児		精神障害者		介護 保険 に あ る 同 等 の 事 業 は 介 護 保 険 優 先	介 護 保 険 に あ る 同 等 の 事 業 は 介 護 保 険 優 先		精神障害児		精神障害者		介 護 保 険 に あ る 同 等 の 事 業 は 介 護 保 険 優 先	本 人 の ニ ーズ や 特 性 が 認 め ら れる	
		1 級 (円)	2 級 (円)	1 級 (円)	2 級 (円)				1 級 (円)	2 級 (円)	1 級 (円)	2 級 (円)			
1	川口市	5000	3000	5000	3000	○	○	33	川島町	10000		5000		○	
2	蕨市	5000	3000	5000	3000	○		34	吉見町	5000		5000		○	
3	戸田市	8000	8000	8000	8000	○		35	鳩山町	5000		5000		○	
4	朝霞市※	8000	8000	8000	8000	○		36	ときがわ町	5000		5000		○	
5	志木市	8000	8000	8000	8000	○		37	東秩父村					○	
9000	6	和光市	8000	8000	8000		○	38	所沢市	5000	5000	5000	5000	○	
5000	7	新座市※	8000	8000	8000	○		39	飯能市	5000		5000		○	
7000	8	富士見市	5000		5000	○		40	狭山市	7000		7000		○	
6,000	9	ふじみ野市	5000		5000	○	○	41	入間市	6000		6000		○	
	10	三芳町	5000		5000	○		42	日高市	5000		5000		○	
	11	春日部市	5000		5000	○		43	行田市	5000		5000		○	
	12	草加市※	5000		5000	○	○	44	加須市	7000		5000		○	
	13	越谷市	5000		5000		○	45	羽生市	5000		5000		○	
3000	14	八潮市	5000		5000	○		46	久喜市	5000		5000		○	
	15	三郷市※	5000		5000	○		47	蓮田市	5000		5000		○	
	16	吉川市	5000		5000	○	○	48	幸手市					○	○
2500	17	松伏町	5000		5000	○		49	宮代町	5000		5000		○	○
5000	18	さいたま市	5000	2500	5000	2500	○	50	白岡市	5000		5000		○	
	19	鴻巣市※	5000		5000	○		51	杉戸町	6000		5000		○	
5000	20	上尾市	5000	2500	5000	2500	○	52	熊谷市	5000		5000		○	
	21	桶川市	5000		5000	○		53	本庄市	5000		5000		○	
	22	北本市	5000		5000	○		54	深谷市	5000		5000		○	
	23	伊奈町	5000		5000	○		55	美里町	5000		5000		○	
	24	川越市	9500	3500	6000	3000	○	56	神川町	5000		5000		○	
3000	25	東松山市	5000	5000	5000		○	57	上里町	5000		5000		○	○
	26	坂戸市	5000		5000	○		58	寄居町	5000		5000		○	○
	27	鶴ヶ島市	5000		5000	○		59	秩父市	5000		5000		○	○
	28	毛呂山町	5000		5000	○		60	横瀬町	5000		5000		○	○
	29	越生町	5000		5000	○		61	皆野町	5000		5000		○	
	30	滑川町	5000		5000		○	62	長瀨町	5000		5000		○	
	31	嵐山町	5000		5000	○		63	小鹿野町	5000		5000		○	
	32	小川町	5000		5000	○			合計					60	13

朝霞:本人が住民税非課税の者、特別障害者手当等受給者は対象外

新座市:本人非課税かつ世帯全員が非課税の場合。

世帯に課税者がいる場合は5000円

草加:オーダーメイドの車いす等については、障害者福祉事業で対応する場合もある。

三郷:65歳以上の新規手帳取得者は2500円

鴻巣:精神障害者は年齢・所得制限あり